

資料編

資料編 目次

1. 総合計画と国土強靱化地域計画及びSDGsとの連携	195
2. 策定体制	200
3. 計画策定の経緯	201
4. 第7次美浦村総合計画に関する諮問・答申	202
5. 美浦村総合計画策定条例	204
6. 美浦村総合計画審議会条例	206
7. 第7次美浦村総合計画審議会委員名簿	208
8. 美浦村総合計画策定委員会設置要項	209
9. 第7次美浦村総合計画策定委員会委員名簿	211
10. 美浦村総合計画策定ワーキングチーム設置要項	212
11. 第7次美浦村総合計画策定委員会ワーキングチーム名簿	213
12. 美浦村まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱	214
13. 美浦村行政改革懇談会設置要綱	216

1. 総合計画と国土強靱化地域計画及びSDGsとの連携

総合計画と国土強靱化地域計画及びSDGs^{*}との連携について、総合計画の施策分野との関連表（マトリックス表）により整理しました。

（1）国土強靱化地域計画との連携

①国土強靱化とは

我が国は、地理的・地形的・気象的な特性により、これまで数多くの災害が起こり、その度に甚大な被害を受け、時間をかけて復旧・復興することを繰り返してきました。

近年の東日本大震災から得た教訓を踏まえ、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要であり、最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えたまちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を行っていくことが必要です。いかなる災害等が発生しようとも、人命の保護が最大限に図られ、国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持され、国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化と迅速な復旧復興を基本とした、「強さ」と「しなやかさ」を持った安心・安全な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進するものです。

②国土強靱化地域計画と総合計画との連携

国土強靱化基本法第13条に規定される国土強靱化地域計画は、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものであり、地域における国土強靱化に係る計画等の指針としての性格を有するものです。

国土強靱化地域計画は、第7次美浦村総合計画と連携して進めるものです。あらゆる大規模自然災害等を想定しながら「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考えることが重要です。

そのため、国や茨城県における計画を参考にしながら、

- ①本村にあったリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定
- ②本村において進める施策分野の設定

を行い、①と②の内容をマトリックスで整理し、関係性を明確にした上で、取り組みを進めることが求められます。

今後、美浦村国土強靱化地域計画の策定にあたっては、第7次美浦村総合計画と関連づけたマトリックス表を踏まえ、脆弱性の評価や脆弱性への取り組み対策を整理した中で、具体的取り組みを計画に位置づけるものとします。そして、第7次美浦村総合計画と連動させながら、国土強靱化の推進を図るものとします。

表 リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)と第7次美浦村総合計画の施策分野とのマトリックス表

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	第1章 自然豊かで美しく 住みよい村づくり			第2章 子どもの健やかな成長を育む 村づくり			
		1-1 土地 利用	1-2 交通 環境	1-3 生活 環境	2-1 保育 所・幼 稚園	2-2 学校 教育	2-3 子育て 支援	2-4 子ども・ 青少年 健全育 成
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	★	★				
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	★	★	★	★		
	1-3	広域にわたる大規模自然災害等による多数の死者の発生		★	★			
	1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水		★				
	1-5	大規模な土砂災害・風水害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり村域の脆弱性が高まる事態		★				
	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生						
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止		★	★	★	★	
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生						
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足						
	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶						
	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足			★			
	2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶による医療機能の麻痺						
	2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生			★			
	2-8	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生					★	★
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化						
	3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発						
	3-3	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下						
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止						
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態				★	★	★
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による村内企業の生産力低下		★				
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止		★				
	5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等						
	5-4	食料等の安定供給の停滞						
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	村民の生活・経済活動の維持に必要な電力や石油等の供給の停止			★			
	6-2	上下水道等の長期間にわたる供給停止			★			
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			★			
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態		★	★			
	6-5	異常濁水等により用水の供給の途絶			★			
	6-6	防災インフラの長期間にわたる機能不全			★			
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生	★	★				
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	★	★				
	7-3	ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生			★			
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出			★			
	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大						
	7-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響			★			
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態			★			
	8-2	復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態						
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態						
	8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態			★			
	8-5	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態			★			
	8-6	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失						
	8-7	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	★					

第3章 村民が尊厳を持って豊かに暮らせる 村づくり				第4章 いつまでも安心・安全 に暮らせる村づくり		第5章 個性と活力にあふれる 村づくり			第6章 みんなと一体となって進める 村づくり		
3-1 生涯学 習・生き がいく り	3-2 生涯ス ポーツ	3-3 人権尊 重	3-4 男女共 同参画	4-1 地域福 祉・社会 保障	4-2 防犯・防 災	5-1 自然環 境・歴史 伝統文 化	5-2 地域振 興・産業 振興	5-3 企業誘 致・育成	6-1 コミュ ニティ・交 流活動	6-2 協働の まちづく り	6-3 行財政 運営
					★						
★	★				★						★
					★						
					★						
				★	★			★	★		
				★	★						
				★	★					★	★
					★						
					★						
				★	★					★	★
★	★	★	★	★					★	★	★
					★						
					★				★	★	★
★	★	★		★	★						
					★		★	★			
					★		★	★			
				★	★		★	★			
				★	★		★				
				★	★						
				★	★						
				★	★			★			
					★		★				★
					★						
					★		★				
					★						
					★						
					★						
					★	★			★	★	★
				★	★					★	★
					★			★			
					★			★			
					★	★			★	★	
					★			★			

(2) SDGsとの連携

①SDGsと総合計画との連携

SDGsの17の目標と第7次美浦村総合計画に掲げる基本理念や将来像は、スケール感や分類等は異なるものの、全ての人に対する視点は共通しています。総合計画の推進を図ることがSDGsの達成に寄与するものと考え、SDGsの理念を踏まえながら、各施策の推進に取り組んでいきます。

表 SDGsと第7次美浦村総合計画の施策分野とのマトリックス表

		第1章 自然豊かで美しく住みよい 村づくり			第2章 子どもの健やかな成長を育む 村づくり			
		1-1 土地利用	1-2 交通環境	1-3 生活環境	2-1 保育所・ 幼稚園	2-2 学校教育	2-3 子育て支 援	2-4 子ども・ 青少年健 全育成
1 貧困をなくそう	目標 1：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる				○	○	●	○
2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	目標 2：飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する				○	○	●	○
3 健康的な生活を確保し、福祉を促進する	目標 3：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する				○	○	●	○
4 質の高い教育をみんなに	目標 4：すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する				●	●		○
5 ジェンダー平等を実現しよう	目標 5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う				○	○	○	
6 安全な水と衛生をみんなに	目標 6：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	●		●				
7 持続可能なエネルギーをみんなに	目標 7：すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	●		●				
8 持続可能な経済成長を通じてすべての人々の生活に向上をもたらす	目標 8：すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する		●					
9 持続可能な産業をすすめる	目標 9：レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る	○	●	●				
10 国内および国家間の不平等を是正する	目標 10：国内および国家間の不平等を是正する				●	●		○
11 持続可能な都市と人間住居を創出する	目標 11：都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする	○		●				
12 持続可能な消費と生産を実現する	目標 12：持続可能な生産消費形態を確保する	○						
13 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	目標 13：気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	○		●				
14 持続可能な海洋資源を確保する	目標 14：海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する	○		●				
15 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る	目標 15：陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る	●		●				
16 平和と公正な社会を築く	目標 16：持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する							
17 持続可能な開発に向けてパートナーシップを強化する	目標 17：持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する							

マトリックス表の見方

第7次美浦村総合計画では、基本構想の第5章「施策の体系」に示すように、政策分野ごとにSDGsが掲げる17の目標を掲載し、本村の取り組みとSDGsの関係を整理しました。今後は、総合計画の推進を図りながら、SDGsの目標の達成に向けた取組を進めていくものとします。

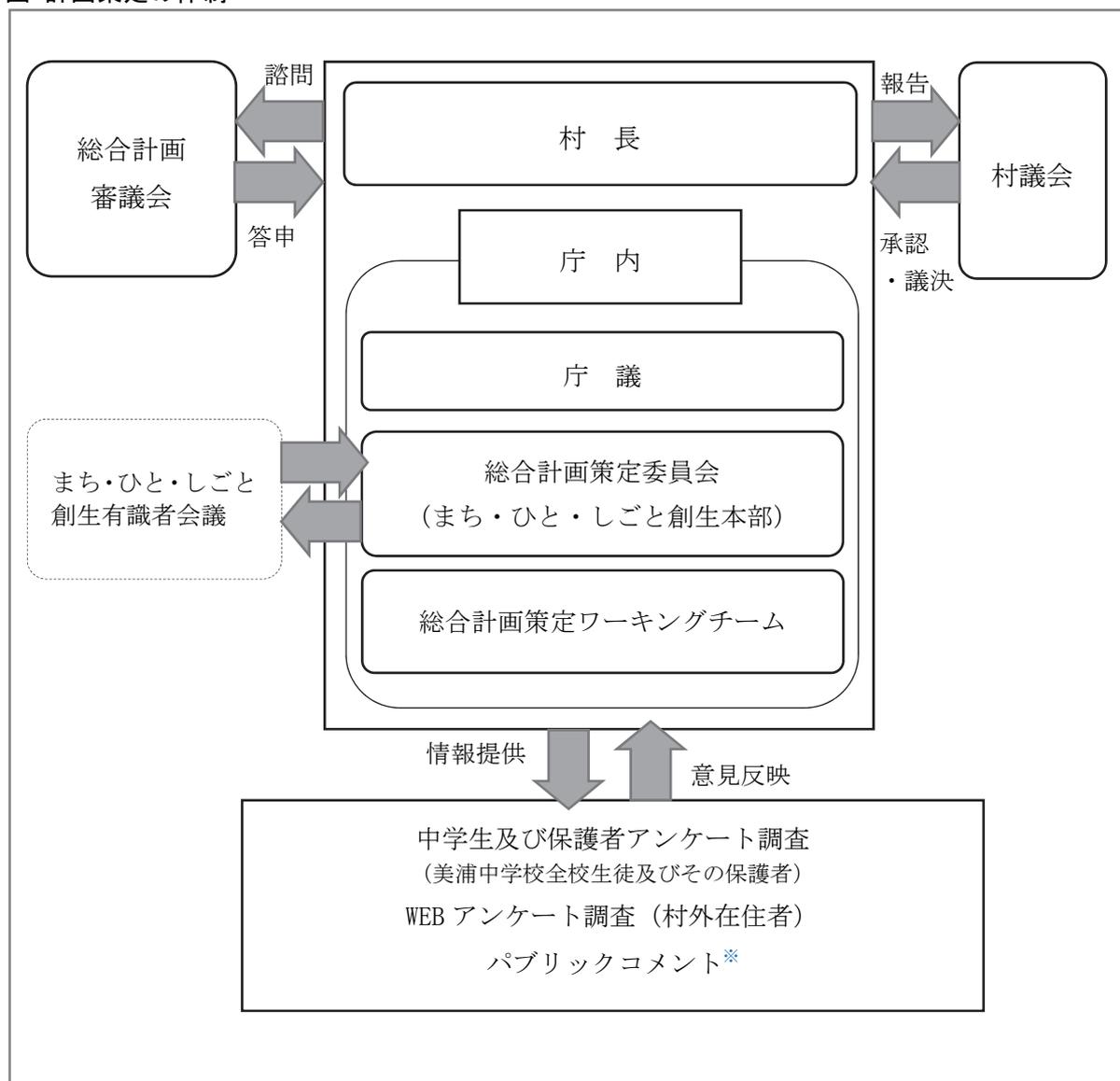
第3章 村民が尊厳を持って豊かに暮らせる村づくり				第4章 いつまでも安心・安全に暮らせる村づくり		第5章 個性と活力にあふれる村づくり			第6章 みんなと一体となって進める村づくり		
3-1 生涯学習・生きがいづくり	3-2 生涯スポーツ	3-3 人権尊重	3-4 男女共同参画	4-1 地域福祉・社会保障	4-2 防犯・防災	5-1 自然環境・歴史・伝統文化	5-2 地域振興・産業振興	5-3 企業誘致・育成	6-1 コミュニティ・交流活動	6-2 協働のまちづくり	6-3 行財政運営
		○	○	●							○
				●			○				
				●	●						
●	●										
		○	●								
					○						
						●	●	●			
					○	●	●	●			○
●		○	○	●							●
					○					●	●
						●	●	●			
					○						
						○	○				
							○				○
		●	○								●
		●	○						●	●	○

※●：主に関連する政策分野を表す。○：補完的に関わる政策分野を表す。

2. 策定体制

計画策定にあたっては、以下の体制により、全庁的かつ村民参加を踏まえながら計画をとりまとめました。

図 計画策定の体制



3. 計画策定の経緯

以下に示す会議等により、計画づくりを進めました。

日程	会議等	内容等
令和元(2019)年 10月25日 ～11月5日	中学生及び保護者 (父母・祖父母) アンケート 調査(12日間)	<ul style="list-style-type: none"> ・美浦中学校生徒(回収率:74.1%) ・美浦中学校生徒の保護者(回収数233/309世帯) ・美浦中学校生徒の祖父母(回収数56/233世帯)
11月1日 ～11月5日	村外居住者WEB アンケート調査(5日間)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・茨城県 (美浦村民を除く)に居住する18歳以上男女 回収数(1,091票)
10月23日	村長ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・最優先に取り組むべき政策課題など
10月29日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・策定委員会の設置について ・第7次美浦村総合計画策定委員会の策定について ・各種調査(アンケート)等について
	第1回ワーキングチーム	<ul style="list-style-type: none"> ・SWOT分析①(美浦村の強み・弱み) ・現総合戦略の見直し
11月6日	第1回地方自治研究会	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次美浦村総合計画策定委員会の策定について ・アンケート調査実施について
12月5日	第2回ワーキングチーム	<ul style="list-style-type: none"> ・SWOT分析②(機会・脅威) ・既存戦略事業のパッケージ化
12月10日	議会全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・策定方針、アンケート調査結果(概要)について
12月23日	第3回ワーキングチーム	<ul style="list-style-type: none"> ・将来像(キャッチフレーズ)の検討について ・重点戦略の検討について
12月24日	各課ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・前期基本計画に位置づける施策内容について
令和2(2020)年 1月10日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・序論及び基本構想(素案) ・基本計画(骨子案) ・重点戦略(たたき台案) ・人口ビジョン(素案)
1月27日	第2回地方自治研究会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想(案)
2月10日	まち・ひと・しごと創生有識 者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・重点戦略(素案) ・人口ビジョン(素案)
	第1回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会委員の委嘱 ・会長、副会長の選出 ・諮問 ・第7次総合計画(素案)について
2月10日 ～2月24日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次総合計画(案)
2月26日	第3回総合計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次総合計画(最終案)について
2月28日	第2回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次総合計画(最終案)について ・答申(案)について
3月3日	答申	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次美浦村総合計画 についての答申 
3月10日	議会全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想について
3月19日	令和2年 第1回美浦村議会定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想議決

4. 第7次美浦村総合計画に関する諮問・答申

美 企 第 4 号

令和2年2月28日

美浦村総合計画審議会会長 様

美浦村行政改革懇談会会長 様

美浦村長 中 島 栄

第7次美浦村総合計画について（諮問）

このことについて、美浦村総合計画策定条例（平成24年条例第2号）第3条の規定により、美浦村総合計画審議会条例（昭和50年条例第12号）第1条に規定する美浦村総合計画審議会に第7次美浦村総合計画の策定について諮問します。

また、第7次美浦村総合計画の行財政改革編として位置付けられる、第1次美浦村行財政改革の策定にあたり、美浦村行政改革懇談会設置要綱（平成7年4月1日施行）第2条第1項により、美浦村行政改革懇談会に助言を求めます。

令和2年3月3日

美浦村長 中島 栄 殿

美浦村総合計画審議会
下村 宏 会長

第7次美浦村総合計画について（答申）

令和2年2月10日付けで諮問のあった標記の件について、審議の結果下記の事項の意見を添え、別冊の第7次美浦村総合計画（案）は、異議のないものとして答申いたします。

記

- 1 令和2年度からスタートする10年間は、第7次美浦村総合計画の計画期間であるとともに、美浦村においても、今後の未来を左右する大きなターニングポイントとなると想定される。このことから、今の美浦村を担う我々においては、先人の英知とたゆまぬ努力によって築かれてきた地域の資源に磨きをかけ、新たな価値を生み出し、自立的な循環が連鎖する力強い美浦村となって、次の世代へと引き継ぐことが求められる。そのことを念頭に置きながら、夢物語ではない確実に出来る実行可能な事業に注力しつつ、次の時代への布石を忘れない柔軟かつ果敢な政策の実行に取り組まれない。
- 2 本計画では、今後5年間で戦略的に取り組むべきものとして、まち・ひと・しごと創生総合戦略を包含した重点戦略を掲げている。しかし、これまで実施してきた施策や事業を基にした前例主義の取り組みでは、本村の抱える課題を突破することは出来ない。公民連携や広域連携などあらゆる力を活用し、それぞれの強みを十分生かした、本当の意味での戦略の実践に取り組まれない。
- 3 本村における行財政運営の最上位に位置する総合計画は「実行性」を確保することが重要である。これまでの総合計画の運用においては、計画の形骸化や計画の実効性に課題があったことを反省し、今後は、施策や事業の効果を検証し、改善を図る仕組みと連動させながら、計画全体が着実に推進されるよう努められたい。

以上

5. 美浦村総合計画策定条例

平成24年3月19日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な村政の運営を図るため、本村の総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 将来における本村のあるべき姿と進むべき方向を示す基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

(2) 基本構想 村政における長期的なまちづくりの目標、将来の地域像とその実現に向けた施策の体系を示すものをいう。

(3) 基本計画 基本構想を実現するために取り組む中期的な計画であり、基本的な施策の方向性を示すものをいう。

(4) 実施計画 基本計画を効果的に推進する短期的な計画であり、施策を実現するため実施する事業の実施年度や実施方法を示すものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第3条 村長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、美浦村総合計画審議会条例(昭和50年美浦村条例第12号)第1条に規定する美浦村総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第4条 村長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(基本計画及び実施計画の策定)

第5条 村長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の変更)

第6条 村長は、総合計画が社会情勢の変化等により計画の背景若しくは課題が大きく変容した場合には、計画期間内であっても、必要に応じてその内容を変更するものとする。

2 前項における基本構想の変更については、第3条及び第4条の規定を準用する。

(総合計画の公表)

第7条 村長は、総合計画を策定したとき又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第8条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

6. 美浦村総合計画審議会条例

昭和50年8月13日

条例第12号

改正 昭和51年12月24日条例第20号

(設置)

第1条 美浦村総合計画を審議するため、美浦村総合計画審議会(以下「審議会」という。)をおく。

(所掌事務)

第2条 審議会は、村長の諮問に応じ、美浦村総合計画の策定に関し必要な調査及び審議を行うものとする。

(組織)

第3条 審議会は次に掲げる者のうちから村長が委嘱する委員をもって組織する。

(1) 村議会議員 5名以内

(2) 知識経験者 2名以内

(3) 各種団体 5名以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、その職を去った時は委員の職を失うものとする。

4 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1名をおく。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、村長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の定数の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか，審議会の運営について必要な事項は，村長が審議会の意見を聞いて定める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

附 則(昭和51年条例第20号)

この条例は，昭和52年1月1日から施行する。

7. 第7次美浦村総合計画審議会委員名簿

	役 職	氏 名
1	美浦村議会議長 稲敷農業協同組合理事（安中地区）	下 村 宏
2	美浦村議会副議長	山 崎 幸 子
3	美浦村議会総務経済委員長	塚 本 光 司
4	美浦村議会厚生文教委員長	林 昌 子
5	美浦村教育長職務代理者	山 崎 満 男
6	美浦村女性行政推進協議会長	小 峯 久美子
7	美浦村区長会長	清 原 行 雄
8	美浦村商工会長	鈴 木 秀 明
9	水郷つくば農業協同組合代表理事副組合長	糸 賀 一 男
10	美浦村児童委員・民生委員協議会長	小野木 秀 子

8. 美浦村総合計画策定委員会設置要項

令和元(2019)年10月29日

(設置)

第1条 本村の第7次総合計画の策定について、住民と行政が一体となって、新たなまちづくりを展望・実現するため、第7次美浦村総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置するものである。

(掌握事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を掌握する。

- (1) 本村の第7次総合計画の策定に関すること。
- (2) 第7次総合計画に関する施策の総合調整に関すること。
- (3) その他第7次総合計画について必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、次に掲げる職にあるものをもって構成する。

- | | | |
|------------|-------------|--------------|
| (1) 総務課長 | (8) 福祉介護課長 | (15) 学校教育課長 |
| (2) 企画財政課長 | (9) 健康増進課長 | (16) 生涯学習課長 |
| (3) 税務課長 | (10) 国保年金課長 | (17) 幼稚園長 |
| (4) 収納課長 | (11) 都市建設課長 | (18) 大谷保育所長 |
| (5) 住民課長 | (12) 経済課長 | (19) 木原保育所長 |
| (6) 会計課長 | (13) 生活環境課長 | (20) 子育て支援課長 |
| (7) 議会事務局長 | (14) 上下水道課長 | |

(任期)

第4条 委員の任期は令和2年3月31日までとする。

(会議)

第5条 策定委員会は、企画財政課長が主宰し必要に応じ開催する。

- 2 企画財政課長は、必要があると認められたときは、策定委員会に構成員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第6条 策定委員会に、第2条に規定する事項の調査・検討を行うためのワーキングチームを置く。

- 2 ワーキングチームのメンバー及び運営については、別に定める。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、企画財政課が行う。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和元年10月29日から施行する。

9. 第7次美浦村総合計画策定委員会委員名簿

	役 職 名	氏 名
1	総務課長	青野克美
2	企画財政課長	菅野眞照
3	税務課長	高橋利夫
4	収納課長	柳堀浩
5	住民課長	嶋洋子
6	会計課長	濱田勘木
7	議会事務局長	岡澤光一
8	福祉介護課長	吉原克彦
9	健康増進課長	藤田良枝
10	国保年金課長	鈴木章
11	都市建設課長	吉田公一
12	経済課長	木村光之
13	生活環境課長	圓城達也
14	上下水道課長	埜口哲雄
15	学校教育課長	小山久登
16	生涯学習課長	栗山和男
17	幼稚園長	坂本千寿子
18	大谷保育所長	保科八千代
19	木原保育所長	永井弘子
20	子育て支援課長	福田浩子

10. 美浦村総合計画策定ワーキングチーム設置要項

令和元(2019)年10月29日

(設置)

第1条 本村の第7次総合計画の策定に関する調査・検討をするため、第7次美浦村総合計画策定ワーキングチーム(以下「ワーキングチーム」という。)を設置する。

(掌握事項)

第2条 ワーキングチームは、次に掲げる事項を掌握する。

- (1) 第7次総合計画の策定に必要な調査・検討
- (2) その他必要と認められること

(委員)

第3条 ワーキングチームは、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、職員で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は令和2年3月31日までとする。

(会議)

第5条 ワーキングチームは、企画財政課長が主宰し必要に応じ招集する。

2 企画財政課長は、必要があると認められたときは、ワーキングチームに委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 ワーキングチームの庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和元年10月29日から施行する。

11. 第7次美浦村総合計画策定委員会ワーキングチーム名簿

	所 属	職 名	氏 名
1	総務課	係長	五十嵐 良孝
2	企画財政課	係長	張 替 香純
3	税務課	係長	飯 田 由子
4	収納課	係長	辻 仁
5	住民課	主任	白 崎 真実
6	会計課	主査	成 嶋 幸子
7	議会事務局	主査	木 村 弘子
8	福祉介護課	係長	佐 藤 大吾
9	健康増進課	主任	大 竹 舞
10	国保年金課	係長	神 田 麻衣子
11	都市建設課	主査	米 澤 稔
12	経済課	係長	小 泉 昌浩
13	生活環境課	係長	飯 田 和徳
14	上下水道課	係長	小 泉 和広
15	学校教育課	係長	吉 田 成美
16	生涯学習課	係長	田 崎 けい子
17	幼稚園	主査	矢 崎 和子
18	大谷保育所	副所長	鈴 木 玉恵
19	木原保育所	主査	広 瀬 良子
20	子育て支援課	係長	阿 井 朋子

12. 美浦村まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

平成28年5月10日

告示第63号

改正 平成30年6月22日告示第69号

(設置)

第1条 人口減少、少子高齢社会において、将来にわたって活力ある本村の地域社会を維持、発展させるため、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業機会の創出を一体的に推進することを目的として、専門的見地から意見を聴取するため、美浦村まち・ひと・しごと創生有識者会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 美浦村人口ビジョンの策定及び変更に係る検討に関する事項
- (2) 美浦村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び変更に係る検討に関する事項
- (3) 美浦村まち・ひと・しごと創生総合戦略の成果検証に関する事項
- (4) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 農林、商工又は観光の関係者
- (3) 金融の関係者
- (4) 教育の関係者
- (5) その他村長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年5月10日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 委員の任期満了後最初に行われる会議の招集は、第6条の規定にかかわらず、村長が行う。

附 則(平成30年告示第69号)

この告示は、公布の日から施行する。

13. 美浦村行政改革懇談会設置要綱

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した、簡素で効率的な村政の実現を推進するため、美浦村行政改革懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、村長の諮問に応じて、美浦村の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

2 懇談会は、行政改革推進本部から、行政改革大綱の推進状況について定期的な報告を受ける。

3 懇談会は、行政改革推進本部に対し、行政改革大綱の推進について必要な助言を行う。

(組織)

第3条 懇談会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、住民の代表者等から村長が任命する。

(会長)

第4条 懇談会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会は、必要に応じて村長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

資料編 用語解説

初出	用語	解説
195p	SDGs	持続可能な開発目標。Sustainable Development Goals の略。平成 27(2015)年国連で採択された国際社会全体の開発目標として 17 の目標が掲げられた取組のこと
200p	パブリックコメント	行政が法令や政策を決めていく過程で民意を反映させるしくみのこと